

雲南市スポーツ施設個別施設計画

令和3年 3月

雲南市

目 次

1	背景・目的	1
(1)	背景	1
(2)	目的	1
(3)	本計画の位置づけ	1
(4)	計画期間	1
(5)	対象施設	1
2	基本方針	2
(1)	安全なスポーツ施設の持続的な提供	2
(2)	利用状況等を踏まえた集約化等の実施	2
(3)	財源確保	2
(4)	スポーツ施設としての最適な規模・設備と多様性に富んだ施設整備	2
(5)	利便性の向上やまちづくりの方針を踏まえたスポーツ施設の配置	2
3	施設の実態	3
(1)	市内のスポーツ施設の配置状況等	3
(2)	施設の所在地	4
(3)	施設の外観	7
(4)	施設の活用状況	11
(5)	施設関連経費の推移	12
4	施設整備の基本的な考え方	13
(1)	雲南市公共施設等総合管理計画の実施方針	13
(2)	本計画での実施方針	14
(3)	【参考】スポーツ施設（建物）更新に係る費用	18
5	計画の実施方法	19
(1)	フォローアップの実施方針	19
(2)	推進・取り組み体制	19

1 背景・目的

(1)背景

国は、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、平成26年4月には「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示し、各地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画の策定を求めました。

本市においては、昭和の年代に整備した施設等がかなり老朽化したものも多いことから、それに伴うリスクや維持管理費の増大、改修などの課題を抱えている状況にあります。そのため、厳しい財政状況が続く中で更なる人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現することが必要です。

上記の指針を受けて、平成27年度に策定した「雲南市公共施設等総合管理計画」は、公共施設等のマネジメントを総合的かつ計画的に管理し、公共施設等に求められる安全・機能を確保しつつ、次世代に可能な限り負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の最適な配置を実現することを目的としています。

その中でも、スポーツ施設は雲南市民がスポーツの力で人生を楽しく健康で生き生きとしたものとし、活力ある社会と絆の強い地域を作るための教育拠点であることから計画を策定し実行していく必要があります。

(2)目的

「雲南市スポーツ施設個別施設計画」（以下「本計画」という。）は、上記の背景を踏まえてスポーツ施設を総合的な観点で捉え、集約化、廃止、長寿命化などの適正な改修・維持保全に努めることで、市民が、身近にスポーツに親しむことのできる環境を整備できるよう考え方を整理するものです。

(3)本計画の位置づけ

本計画は「雲南市公共施設等総合管理計画（平成28年3月）」に基づく、スポーツ施設の個別施設計画として策定します。また、「第4次雲南市教育基本計画」（令和2年3月）、「雲南市スポーツ推進計画」（令和2年3月）等関連する計画との整合性を図っていきます。

(4)計画期間

計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間としますが、社会情勢の変化やスポーツ施策の状況に基づいて適宜見直しを行うものとします。

(5)対象施設

本計画の対象施設は雲南市が保有するスポーツ施設（32施設）とし、概要及び位置は「3 施設の実態（1）市内のスポーツ施設の配置状況等」（3ページ）に示すとお

りです。

2 基本方針

本計画では、市民がスポーツを楽しむための環境の提供に努めるとともに、スポーツ以外の利用を行う場合にも、市民全体にとって最適な投資となるように次の方針を基に計画を進めます。

(1)安全なスポーツ施設の持続的な提供

市が保有するスポーツ施設について計画的に保全を行うことにより、持続的に市民が安心してスポーツに親しむことができるよう環境整備に努めます。

(2)利用状況等を踏まえた集約化等の実施

利用状況や安全面の確認に併せ、施設の集約化等を図り、効率的な利用を行うなどの取組みを行います。

(3)財源確保

維持管理コストの大きな施設については、運営方法の見直し等により維持管理コストの縮減を図るほか、使用料の見直しや施設を持続的に維持していくために必要な財源の確保に努めます。

(4)スポーツ施設としての最適な規模・設備と多様性に富んだ施設整備

施設整備に当たっては、スポーツ施設としての利用目的と必要な機能を精査し、過剰な施設の保有による市民負担の増大を招かないよう、最適な施設規模・設備による整備を行います。また、まちづくりの方針を踏まえて、スポーツ以外でも利用できるように多様性を持たせ、総合的な魅力のある施設整備を行います。

(5)利便性の向上やまちづくりの方針を踏まえたスポーツ施設の配置

施設の集約・再整備時には、複数競技が楽しめる環境の充実など、利用者の利便性の向上に努めつつ、まちづくりの方針を踏まえ、都市公園等と連携するなど、にぎわいの創出に寄与する憩いの場、交流の場となるような施設配置を行います。

3 施設の実態

(1) 市内のスポーツ施設の配置状況等

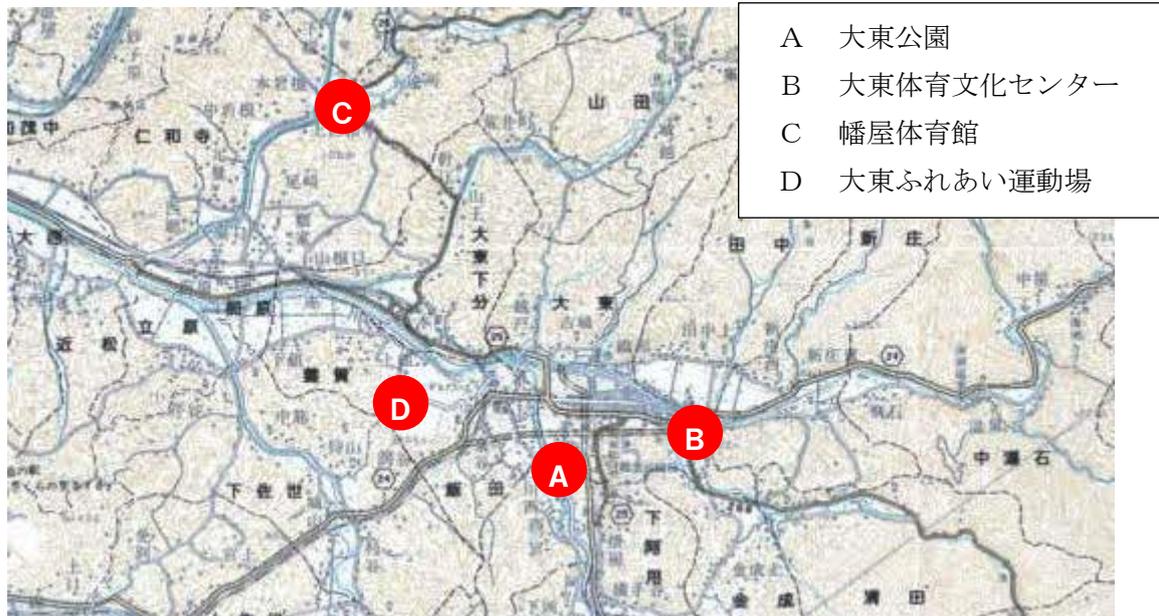
雲南市内のスポーツ施設は次のように配置されている。

区分	名称	所在地	建築年度	構造	延床又は敷地面積	備考
体育館	大東公園	大東町	S56	RC	延床面積 2,970㎡	
	大東体育文化センター	大東町	S40	RC	2,229㎡	
	幡屋体育館	大東町	S47	S	533㎡	
	加茂中央公園（ラソンテ）	加茂町	S63	RC	2,591㎡	
	木次体育館	木次町	S42	RC	1,840㎡	
	斐伊体育館	木次町	S62	S	960㎡	
	三刀屋文化体育館（アスパル）	三刀屋町	H12	RC	9,629㎡	
	吉田勤労者体育センター	吉田町	S53	S	1,495㎡	
	掛合体育館	掛合町	S49	SRC	2,637㎡	
	掛合体育振興センター	掛合町	S55	S	646㎡	
野球場	大東公園	大東町	S51	—	敷地面積 13,996㎡	
	加茂中央公園	加茂町	S57	—	14,414㎡	照明あり
	木次運動公園	木次町	S56	—	11,848㎡	照明あり
	明石緑が丘公園	三刀屋町	S63	—	13,710㎡	
	掛合野球場	掛合町	S53	—	18,243㎡	
プール	加茂中央公園（ラソンテ）	加茂町	H30	RC	延床面積 1,620㎡	屋内
	木次水泳プール	木次町	S43	—	敷地面積 1,633㎡	
	寺領水泳プール	木次町	S48	—	619㎡	
	温泉水泳プール	木次町	S49	—	593㎡	
	西日登水泳プール	木次町	S50	—	561㎡	
	斐伊水泳プール	木次町	S52	—	830㎡	
テニスコート	大東公園	大東町	S57	—	1,642㎡	
	加茂中央公園	加茂町	S58	—	2,373㎡	照明あり
	斐伊川河川敷公園	木次町	H18	—	3,129㎡	
	雲南市健康の森	木次町	H3	—	3,300㎡	
	明石緑が丘公園	三刀屋町	H11	—	3,601㎡	
運動場・その他	大東公園（多目的広場）	大東町	S53	—	6,112㎡	照明あり
	大東ふれあい運動場（陸上競技場）	大東町	H13	—	23,119㎡	照明あり
	大東ふれあい運動場（球技場）	大東町	H13	—	15,745㎡	照明あり
	斐伊運動場	木次町	S62	—	5,870㎡	
	明石緑が丘公園	三刀屋町	H11	—	48,890㎡	
	木次艇庫	木次町	H15	S	延床面積 269㎡	

※ SRC…鉄骨鉄筋コンクリート造 RC…鉄筋コンクリート造 S…鉄骨造

(2)施設の所在地

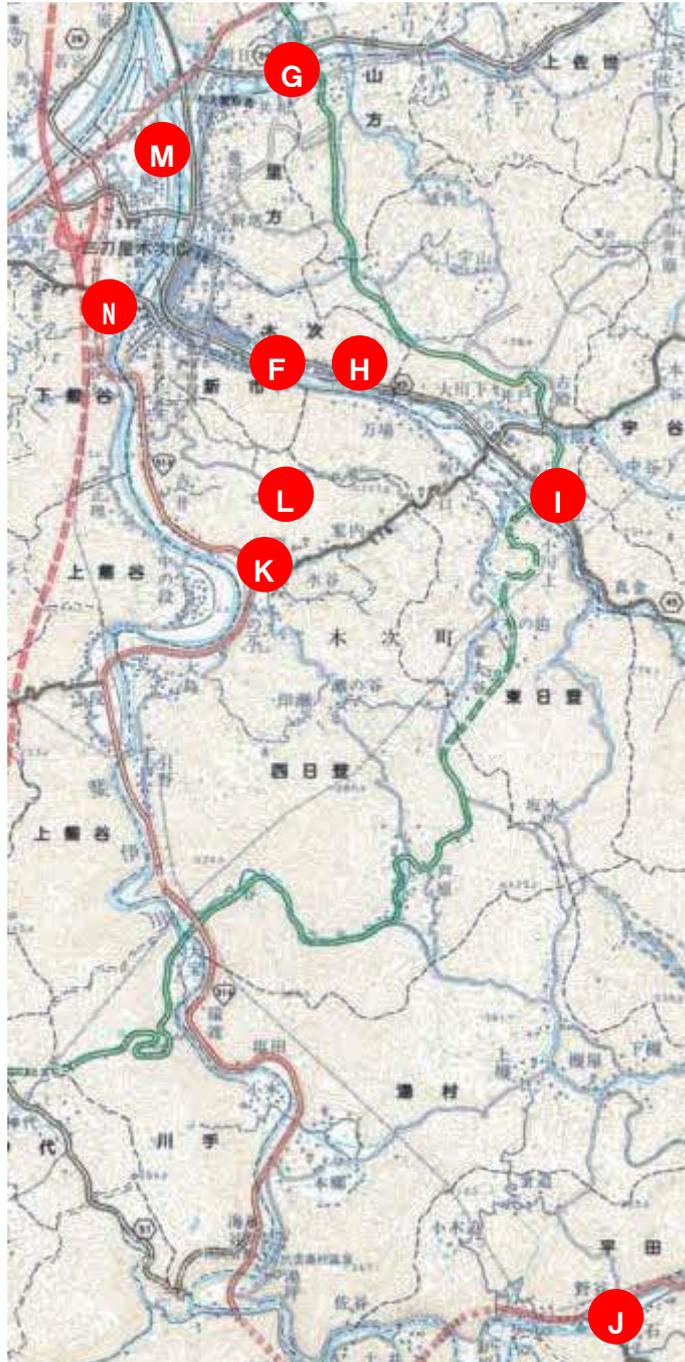
大東町



加茂町



木次町



- F 木次体育館、木次運動公園
- G 斐伊体育館、斐伊水泳プール、斐伊運動場
- H 木次水泳プール
- I 寺領水泳プール
- J 温泉水泳プール
- K 西日登水泳プール
- L 雲南市健康の森
- M 斐伊川河川敷公園
- N 木次艇庫

三刀屋町



吉田町



掛合町



(3) 施設の外観

① 体育館

<p>施設名称 大東公園</p>	<p>施設名称 大東体育文化センター</p>
	
<p>施設名称 幡屋体育館</p>	<p>施設名称 加茂中央公園</p>
	
<p>施設名称 木次体育館</p>	<p>施設名称 斐伊体育館</p>
	
<p>施設名称 三刀屋文化体育館</p>	<p>施設名称 吉田勤労者体育センター</p>
	
<p>施設名称 掛合体育館</p>	<p>施設名称 掛合体育振興センター</p>
	

②野球場

施設名称	大東公園	施設名称	加茂中央公園
			
施設名称	木次運動公園	施設名称	明石緑が丘公園
			
施設名称	掛合野球場		
			

③プール

施設名称	加茂中央公園	施設名称	木次水泳プール
			
施設名称	寺領水泳プール	施設名称	温泉水泳プール
			

施設名称	西日登水泳プール	施設名称	斐伊水泳プール
			

④テニスコート

施設名称	大東公園	施設名称	加茂中央公園
			
施設名称	斐伊川河川敷公園	施設名称	雲南市健康の森
			
施設名称	明石緑が丘公園		
			

⑤運動場・その他

施設名称	大東公園（多目的広場）	施設名称	大東ふれあい運動場（陸上競技場）
			

施設名称	大東ふれあい運動場（球技場）	施設名称	斐伊運動場
			
施設名称	明石緑が丘公園	施設名称	木次艇庫
			

(4)施設の活用状況

(単位：人)

区分	名称	H27	H28	H29	H30	R1
体育館	大東公園	47,425	29,398	27,979	35,221	31,944
	大東体育文化センター	18,055	20,974	20,974	19,510	17,614
	幡屋体育館	2,970	3,153	2,773	2,183	2,868
	加茂中央公園(ラソンテ)	29,906	37,603	6,684	20,862	27,198
	木次体育館	17,798	17,078	14,125	13,431	12,986
	斐伊体育館	11,232	10,095	13,372	13,573	16,173
	三刀屋文化体育館(アスパル)	63,613	63,188	58,201	58,840	54,605
	吉田勤労者体育センター		904	3,687	2,488	2,528
	掛合体育館	13,678	18,191	18,847	14,480	12,122
	掛合体育振興センター				7,457	6,677
野球場	大東公園	3,890	4,496	2,720	4,027	2,883
	加茂中央公園	4,825	6,693	6,947	9,066	6,586
	木次運動公園		3,772	4,098	4,322	4,830
	明石緑が丘公園	3,654	2,630	2,837	2,108	1,518
	掛合野球場	1,478	1,214	1,321	1,048	1,516
プール	加茂中央公園(ラソンテ)	9,270	10,195	0	21,499	33,615
	木次水泳プール	1,941	2,450	2,174	1,708	1,894
	寺領水泳プール	546	676	587	474	24
	温泉水泳プール	155	136	64	104	63
	西日登水泳プール	448	442	286	316	373
	斐伊水泳プール	2,054	2,679	2430	1,885	1,518
テニスコート	大東公園	825	760	422	376	683
	加茂中央公園	5,235	5,914	5,472	4,400	6,632
	斐伊川河川敷公園		700	1,071	648	2,589
	雲南市健康の森	1,837	1,345	1,271	1,228	1,299
	明石緑が丘公園	1,670	1,410	1,160	1,715	1,570
運動場・その他	大東公園(多目的広場)	5,935	5,800	4,456	5,085	4,430
	大東ふれあい運動場(陸上競技場)	6,693	6,693	5,585	6,981	9,405
	大東ふれあい運動場(球技場)					
	斐伊運動場	5,140	1,760	2,964	2,344	3,910
	明石緑が丘公園	13,596	11,555	14,617	13,746	13,355
	木次艇庫					

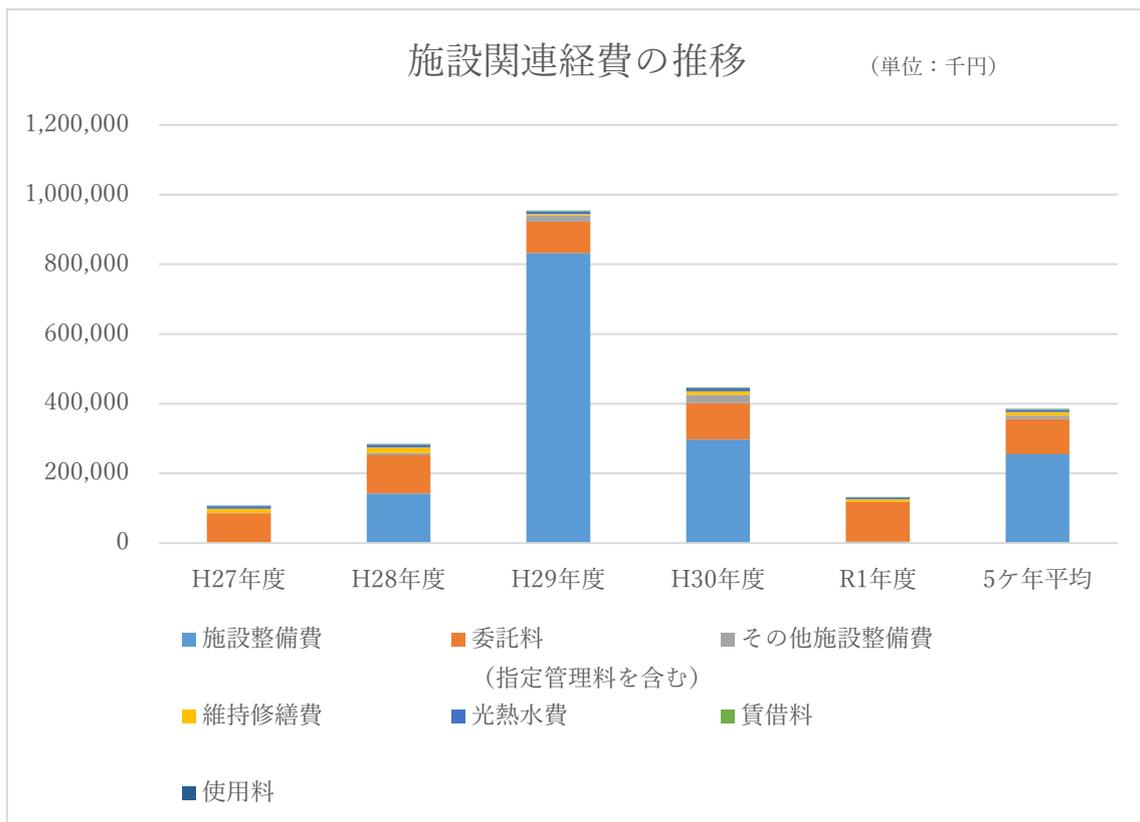
※木次艇庫については、舟艇の貸出のみで貸館はなし。

※斜線の箇所は他の年度と集計方法が異なるため、記載していない。

(5) 施設関連経費の推移

(単位：千円)

経費区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	5ヶ年平均
施設整備費	0	142,888	831,975	297,676	4,125	255,333
委託料 (指定管理料を含む)	85,694	109,585	89,754	104,100	114,349	100,696
その他施設整備費 (備品購入費)	1,104	6,439	19,092	23,805	310	10,150
維持修繕費	11,316	15,545	2,904	10,530	7,303	9,520
光熱水費	7,759	7,982	7,703	7,359	4,247	7,010
賃借料	851	1,537	1,850	1,901	1,505	1,529
使用料	152	156	181	150	81	144
計	106,876	284,132	953,459	445,521	131,920	384,382



4 施設整備の基本的な考え方

(1) 雲南市公共施設等総合管理計画の実施方針

平成30年3月に策定された「雲南市公共施設等総合管理計画第一次実施方針」において、体育館施設及び野球場施設について、以下のとおり方針が示されました。

<p>○体育館施設、野球場施設については第2次総合計画にて生涯スポーツの振興の拠点として設置されている。</p> <p>体育館施設及び野球場施設については社会体育施設として規模が大きく、老朽化施設が多いため、安全面の確認に併せ、集約化、廃止を含め、満たすべきニーズをしっかりと見極めて必要数、必要規模等について検討し、社会体育施設全体の方針を定める。</p> <p>○幡屋体育館については地域での利用が主なため、機能については近隣施設で補完し、施設としては廃止を検討する。</p> <p>ただし、指定避難所等の地域の防災拠点としての機能維持についても考慮し検討を行う。</p>	
施設名	見直し策
《体育館施設》 幡屋体育館	廃止 地域での利用が主なため地域の利用目的に沿った機能については、近隣施設で補完し、施設としては廃止を検討する。
《体育館施設》 大東体育文化センター	集約化 社会体育施設全体の集約化を検討し方針を定める。
《体育館施設》 斐伊体育館	
《体育館施設》 木次体育館	
《体育館施設》 掛合体育館	
《体育館施設》 掛合体育振興センター	
《野球場施設》 大東公園（野球場）	集約化 社会体育施設全体の集約化を検討し方針を定める。
《野球場施設》 加茂中央公園（スポーツの丘）	
《野球場施設》 木次運動公園	
《野球場施設》 明石緑が丘公園（野球場）	
《野球場施設》 掛合野球場	

(2) 本計画での実施方針

本計画では、「雲南市公共施設等総合管理計画」の方針を基本として、具体的な取り組みを進めていきます。その手法については、施設の活用状況（P11参照）や、後述する施設ごとの健全度評価（P15～17）を基に「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」（スポーツ庁平成31年4月一部改訂版）を活用して、個別施設計画の方向性及び、政策優先度の決定を行います。

また、雲南市公共施設等総合管理計画実施方針（第一次）の行動計画において、「集約化」の方針が打ち出されている大東体育文化センター、斐伊体育館、木次体育館、掛合体育館、掛合体育振興センター、大東公園（野球場）、加茂中央公園（スポーツの丘）、木次運動公園、明石緑が丘公園（野球場）および掛合野球場については、本計画の推進により優先的に検討を行い、その他の施設を含めたスポーツ施設全体の適正化を図ってまいります。

なお、本計画の実施に当たっては、市の複数所管部局に跨るため、組織横断的な情報共有や協議調整を行う会議体の組織化を検討します。

さらに、スポーツ振興に携わる市内スポーツ関係団体や指導者、住民等を交えた議論の場の設置等も検討します。併せて、施設利用者や住民への影響があるため、情報の見える化に努めます。

○施設ごとの健全度評価

・健全度評価の方法

現地調査により、劣化状況を把握し下記の要領で、健全度の算出を行う。

大規模改修等が行われていれば、評価の修正が必要となる。

《記入の仕方》

屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にA、B、C、Dの4段階で評価する。

評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）
C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）
D	早急に対応する必要がある （安全上、機能上、問題あり） （躯体の耐久性に影響を与えている） （設備が故障し施設運営に支障を与えている）等

経過年数による評価

【内部仕上げ、電気設備、機械整備】

評価	基準
A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

○健全度の算定

健全度とは、各建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標である。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を100点満点で算定する。なお、②部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定している。

①部位の評価点

評価	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	5.1
2 外壁	17.2
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 機械設備	7.3
計	60

③健全度

総和 (部位の評価点×部位のコスト配分÷60)
 ※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
 ※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

(右図「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

	評価		評価点		配分		
1	屋根・屋上	C	→ 40	×	5.1	=	204
2	外壁	D	→ 10	×	17.2	=	172
3	内部仕上げ	B	→ 75	×	22.4	=	1,680
4	電気設備	A	→ 100	×	8.0	=	800
5	機械設備	C	→ 40	×	7.3	=	292
						計	3,148
							÷ 60
						健全度	52

○施設ごとの健全度評価表

区分	施設名称	建築年数	経過年数	屋根・屋上	外壁	内部	電気設備	機械設備	合計点数
体育館	大東公園	S56	40	B	C	B	B	B	65.0
	大東体育文化センター	S40	56	C	C	B	C	C	53.1
	幡屋体育館	S47	49	C	C	C	C	C	40.0
	加茂中央公園	S63	33	B	A	B	B	B	82.2
	木次体育館	S42	54	C	D	C	C	C	31.4
	斐伊体育館	S62	33	B	B	B	B	B	75.0
	三刀屋文化体育館	H12	21	B	B	B	B	B	75.0
	吉田勤労者体育センター	S53	43	B	B	C	C	C	53.0
	掛合体育館	S49	47	C	D	C	C	C	31.4
掛合体育振興センター	S55	41	C	C	C	C	C	40.0	
野球場	大東公園	S51	45	C	C	C	C	C	40.0
	加茂中央公園	S57	39	B	B	B	B	B	75.0
	木次運動公園	S56	40	C	C	B	B	B	62.0
	明石緑が丘公園	S63	33	B		B	B	B	53.5
	掛合野球場	S53	43	C	C	C	C	C	40.0
プール	加茂中央公園	H30	2	A	A	A	A	A	100.0
	木次水泳プール	S43	53	C	C	C	C	C	40.0
	寺領水泳プール	S48	48	C	C	C	C	C	40.0
	温泉水泳プール	S49	47	C	C	C	C	C	40.0
	西日登水泳プール	S50	46	C	C	C	C	C	40.0
	斐伊水泳プール	S52	44	C	C	C	C	C	40.0
テニスコート	大東公園	S57	39	C	C	B	B	B	62.0
	加茂中央公園	S58	38	C	C	B	B	B	62.0
	斐伊川河川敷公園	H18	15	A	A	A	A	A	100.0
	雲南市健康の森	H3	30	-	B	B	B	B	75.0
	明石緑が丘公園	H11	22	B	B	B	B	B	53.5
運動場・その他	大東公園 (多目的広場)	S53	42	C	C	C	C	C	40.0
	大東ふれあい運動場 (陸上競技場)	H13	20	B	B	B	B	B	75.0
	大東ふれあい運動場 (球技場)	H13	20	B	B	B	B	B	75.0
	斐伊運動場	S62	34	C	B	B	B	B	72.0
	木次艇庫	H15	18	A	A	A	A	A	100.0

(4) 【参考】スポーツ施設（建物）の更新に係る費用

雲南市公共施設総合管理計画と同様に、総務省の基準を用いて、スポーツ施設（建物）の大規模改修又は建替えを行う際の費用推計を試算した結果は、以下のとおりとなります。

なお、大規模改修は整備から30年以上が経過した時点で行うものとし、1㎡あたりの単価は20万円と想定します。建替えは整備から60年以上が経過した時点で行うものとし、1㎡あたりの単価は36万円と想定します。（いずれの数値も試算ソフトより）

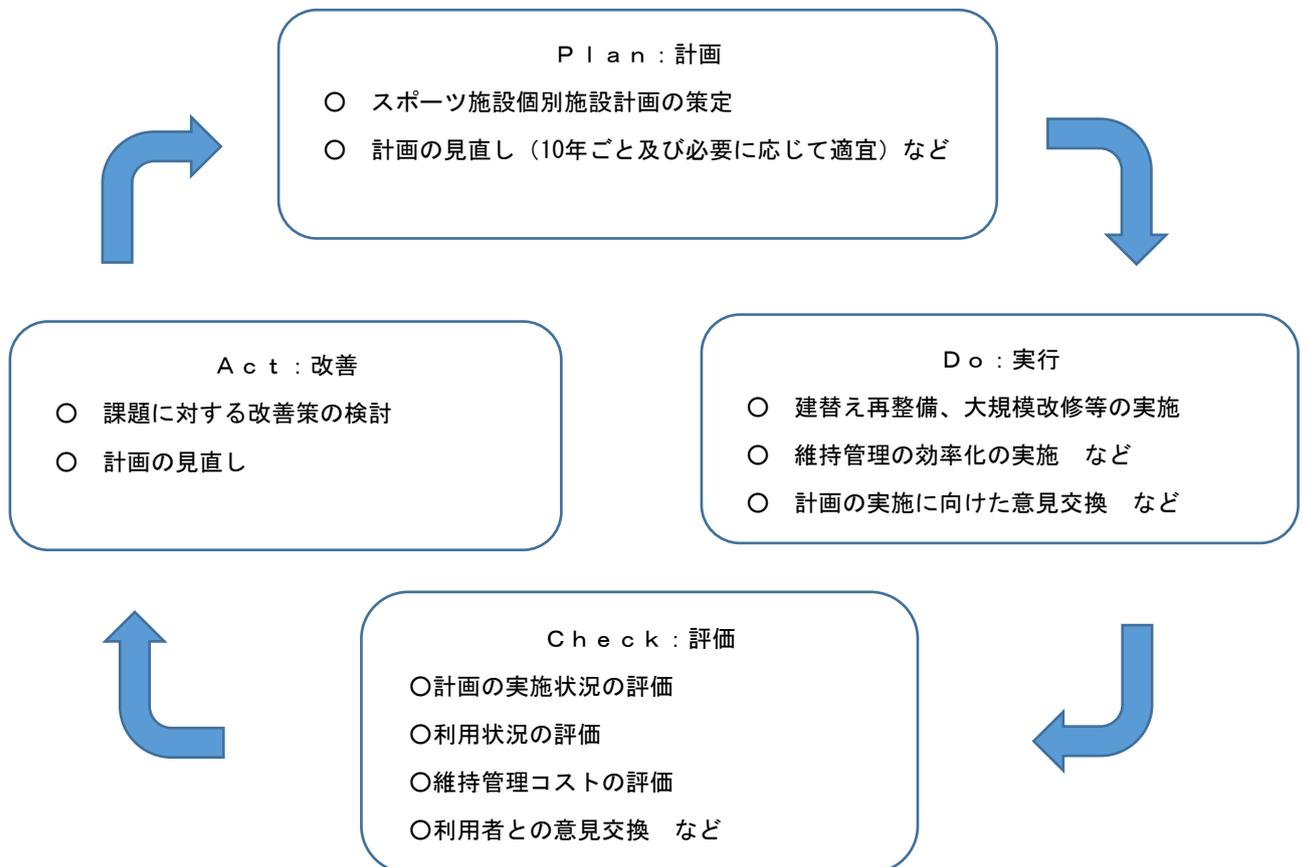
○大規模改修又は建替えを行う際の費用推計

区分	名称	建築年度	構造	面積(㎡)	大規模改修(千円)	建替え(千円)
体育館	大東公園（体育館）	S56	RC	2,970	594,000	1,069,200
	大東体育文化センター	S40	RC	2,229	445,800	802,440
	幡屋体育館	S47	S	533	106,600	191,880
	加茂中央公園（体育館）	S63	RC	2,591	518,200	932,760
	木次体育館	S42	RC	1,840	368,000	662,400
	斐伊体育館	S62	S	960	192,000	345,600
	三刀屋文化体育館	H12	RC	9,629	1,925,800	3,466,440
	吉田勤労者体育センター	S53	S	1,495	299,000	538,200
	掛合体育館	S49	SRC	2,637	527,400	949,320
	掛合体育振興センター	S55	S	646	129,200	232,560
プール	加茂中央公園（プール）	H30	RC	1,620	324,000	583,200

5 計画の実施方法

(1) フォローアップの実施方針

本計画の実効性を高めるため、計画に基づく政策優先度を決定し、維持、改善、改廃等の実施のほか、情報共有や協議調整などにより状況を把握し、議会や市民に対して適宜情報提供を行いながら、必要に応じ計画の見直しを行います。



(2) 推進・取り組み体制

① 全庁的な取り組み体制

この計画の実効性を高めるため、関係所管課で連携し計画を推進します。

② スポーツ振興に携わる団体等との連携

スポーツ審議会における審議や、各スポーツ施設の利用者、運営管理を行う指定管理者等の意見を踏まえ、これらのスポーツ振興に携わる団体等と連携することで計画を推進します。